平成２５年（フ）第６９号
愛知県豊川市新栄町３丁目74番地
債務者　丸忠鈴木米穀店こと　鈴木　和則
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　洋逸
4　破産債権の届出期間　平成25年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第７８号
長崎県長崎市勝山町７番地　グランドハイツ勝山705号室、住民票上の住所長崎県平戸市生月町里免1676番地１
債務者　吉永　勝利
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國弘　達夫
4　破産債権の届出期間　平成25年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月７日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７３９号
神奈川県茅ヶ崎市幸町11番14号
債務者　加藤真由美（旧姓足達）
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　彌重　仁也
4　破産債権の届出期間　平成25年６月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月８日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７４５号
横浜市鶴見区元宮１丁目２番26号　ビッグガーデン元宮102号
債務者　長縄　信一
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　康代
4　破産債権の届出期間　平成25年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１３号
栃木県那須塩原市宮町６番21号
債務者　泉　　正一
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　亨
4　破産債権の届出期間　平成25年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２１４号
栃木県那須塩原市宮町６番21号
債務者　泉　　裕也
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　亨
4　破産債権の届出期間　平成25年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６５号
静岡県沼津市大岡1906番地の３
債務者　下平　　修
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相良　優太
4　破産債権の届出期間　平成25年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第５６号
静岡県富士市富士岡1455番地の８
債務者　石井めぐみ
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　良行
4　破産債権の届出期間　平成25年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１７２号
兵庫県姫路市御国野町国分寺760番地エステートピア国分寺Ａ―201、住民票上の住所兵庫県姫路市四郷町見野417番地１ハピネス見野307
債務者　田口　修司
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　政希
4　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月29日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１２号
兵庫県揖保郡太子町東出229番地18、前住所愛媛県新居浜市庄内町４丁目５番30号
債務者　妻鳥貴己男
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　破産債権の届出期間　平成25年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第２２号
鹿児島県伊佐市菱刈川南1777番地
債務者　酒匂　秀秋
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鴨志田祐美
4　破産債権の届出期間　平成25年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
山口県下関市貴船町４丁目10番50―103号　アドバンス21貴船
債務者　多田　満臣
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　直行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月21日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
福岡市東区馬出２丁目６―10―304号
債務者　安井　義一
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田部哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０号
岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第14地割20番地
債務者　桐川　雅則
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　信一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
盛岡地方裁判所二戸支部